



平成30年10月31日

【照会先】

奈良労働局総務部労働保険徴収室

室長 百歩 健

室長補佐 三宅 章仁

(電話) 0742-32-0203

報道関係者 各位

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

集中的な未手続事業一掃対策を実施します

事業主は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇用していれば労働保険に必ず入らなければなりません。

厚生労働省では、労働保険(労災保険・雇用保険)の未手続事業の一掃を、年間を通じた最重要課題と位置づけ、特に、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国で集中的な未手続事業一掃対策を展開します。

奈良労働局(局長 伊達 浩二)においても、本期間中に広報活動を展開し、未手続事業所への手続指導を強化して加入促進に取り組めます。

1 実施期間

平成30年11月1日から平成30年11月30日までの1カ月間

2 実施事項

(1) 各種団体を通じた周知・広報

事業主団体、労働保険事務組合、県・市町村及び関係団体の協力により、各機関等が発行する広報誌に労働保険加入に関する記事を掲載。会員企業等へリーフレット及びチラシ等の配付を行う。

(2) 媒体による周知・広報

当局のホームページに「労働保険適用促進強化期間」のページを設けて、労働保険制度に関する説明や手続きの周知を図る。

JR 奈良駅に設置されているデジタルサイネージによる広報とチラシの配架を行う。

(3) 未手続事業主に対する手続指導の強化

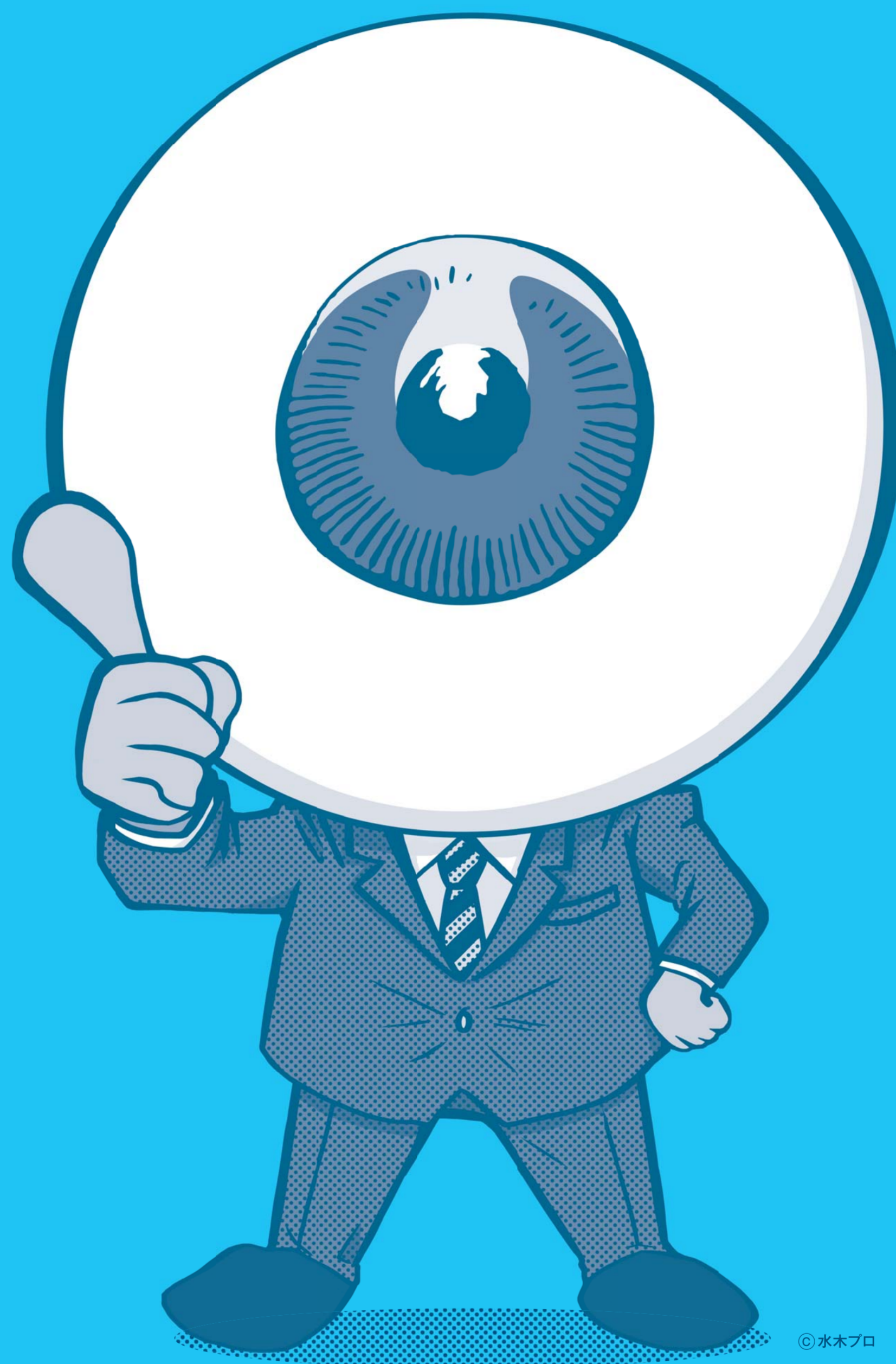
個別訪問による手続き指導を実施したにもかかわらず、労働保険成立手続きを取らない労働保険未手続事業主に対して、手続き督促文書を送付し、それでも自主的に手続きを取らない事業主には職権による成立手続きを行う。

(注) 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。

労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

社長!

労働保険があればこそ、 みんな安心して働けるんじや。



©水木プロ

法人・個人を問わず事業主の方は、
正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。
労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。
「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、
「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、
従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

- 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

知らなかったでは、すまされない。

労働 保険

労災保険

雇用保険